



水道水

水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

12月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。

また、水道水の水源地の水質検査も行っています。

これらの検査結果は、振興センター、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

鏡野町役場	上下水道課	☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課	☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課	☎0867-57-2111

平成18年12月水質検査結果

試験項目	法令による 水質基準	水 質 検 査 結 果										
		鏡野 上水道	香北 簡易水道	香々美 簡易水道	中谷 簡易水道	奥津 簡易水道	羽出 簡易水道	泉 簡易水道	中央 簡易水道	大簡 易水道	遠藤 簡易水道	本村 簡易水道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	7.0	4.6	5.0	7.2	5.8	6.3	5.6	3.5	3.9	4.4	5.5
有機物	5mg/l以下	0.2	0.2	0.1	0.2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
pH値	5.8～8.6	6.4	7.0	6.3	6.6	7.2	7.2	6.8	6.9	7.0	7.2	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	3.4
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2

国民年金

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の未納が続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

なお、保険料の未納が長期にわたり続けば、まじめに保険料を納付されている方々との公平性を損なうこととなり、ひいては社会連帯に基づく基礎年金制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題となってきます。

このため、県下の各社会保険事務所では、度重なる納付督促（督促）を行っているにもかかわらず納付義務を果たしていただけない方々に対し、未納者本人だけでなく、連帯納付義務者である配偶者や世帯主の財産を差し押さえる強制徴収を実施しています。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといって未納のままにせず、必ず市町村の国民年金窓口で手続きを行ってください。

保 険 料 免 除 制 度	若 年 者 納 付 猶 予 制 度	学 生 納 付 特 例 制 度
経済的な理由などで保険料を納めるのが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると、保険料納付の全額又は一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。 保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。 納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。 学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

☆保険料を未納のままにせず、保険料免除などの申請をしておけば、承認された期間が老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万が一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

※詳しくは、津山社会保険事務所までお問い合わせください。

